

大総務第 34 号
令和 4 年 7 月 28 日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 野村 祥子 様

大阪市長 松井 一郎
(担当：総務局行政部総務課法人グループ)

諮問書

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（平成 25 年大阪市条例第 10 号）第 7 条第 1 項に規定する外郭団体である大阪市高速電気軌道株式会社による令和 3 年度の経営評価（財務運営の実績）の結果及び所管所属である大阪市都市交通局による大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程第 5 条第 2 号ウの規定に基づく当該経営評価の審査の結果について、同条例第 7 条第 4 項の規定に基づき、別紙により諮問します。

【財務運営の実績に関する評価】

令和3年度 事業経営評価

団体名	大阪市高速電気軌道（株）		所管所属名	都市交通局			
中期目標	中期目標期間						
	令和2年5月1日から令和8年3月31日までの6年間						
財務運営の実績に関する評価(財務運営に関する事項)							
年度計画達成状況	指標 I	営業損益（単体）					
		R2	R3	R4	R5	R6	R7【最終】
	目標値	—	23億円	120億円	150億円	210億円	410億円
	実績値	△80億円	35億円				
外郭団体の自己評価	指標の達成状況	A	A：指標全部達成 B：指標全部未達成 C：指標一部未達成		中期計画に対する進捗状況 【当該事業年度】	ア	ア：「順調」 イ：「遅れあり」 ウ：「計画の見直し必要」
	当該事業年度の指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた団体の総合的な評価						
	2021年度は、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、鉄道の運輸収入が回復したことなどにより、営業収益は1,223億円となった。また、厳しい経営環境の中、一昨年から引き締まった経営施策の一環として取り組んでいる営業費用の削減に一層努めたことにより、35億円の営業利益となり、年度計画の目標値を達成することができた。						
	最終目標(中期計画)達成に向けた課題及び課題解消に向けた次年度以降の取組について						
	新型コロナウイルス感染症の影響により、既存事業の先細りが加速するという危機感のもと、2022年5月26日に「Osaka Metro Group 2018-2025年度 中期経営計画 改訂版」を策定した。今後、乗車人員の回復および新たな移動ニーズの創出による収益増と、継続的な経営改革断行により、着実な利益増と経営体質強化を図ることとする。						
専門家の評価	公認会計士、税理士その他の財務に関する専門的な知識及び経験を有する者の意見						
新型コロナウイルス感染症の影響により、企業活動に重大な影響を及ぼしている中、35億円の営業利益を出したことは一定の評価ができる。2021年12月における営業利益の年度見通しが23億円に対して、営業費用の削減等によりコミットメントできたことも評価したい。しかしながら、引き続き事業への影響が見込まれることから、持続可能で安定した財務運営を努めていただきたい。							
市の審査	中期計画に対する進捗状況 【当該事業年度】	ア	ア：「順調」 イ：「遅れあり」 ウ：「計画の見直し必要」				
	「外郭団体の自己評価」に対する審査結果						
対象事業活動の指標としているホーム柵の設置やエレベーターの増設など「人にやさしい地下鉄」としての安全対策、バリアフリーに対する取組みを着実に進めながら、鉄道の運輸収入の回復、営業費用の削減に一層努めたこと等によって35億円の営業利益となり、年度計画で掲げた目標を上回る利益を確保した。よって、当該団体の自己評価は妥当であると考える。							
市の評価	当該事業年度の指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた本市の総合的な評価						
	新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい事業環境が継続する中、年度計画における目標を上回る利益を確保しており、安全・安心、利便性向上のための投資を安定的かつ継続的に行うことができる財政基盤が確保されているものとする。今後も同感染症の影響に注視する必要があるが、引き続き、財政基盤の確保に努めるとともに、本業である鉄道事業を安定的に運営し、その価値を向上させる経営を推進することによって、大阪経済の成長に資することを期待する。						
	助言等及び講ずるよう求めた措置の内容【大阪市外郭団体等への関与及び監理に関する条例第7条第5項】（※必要な場合のみ）						